

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例及び日立市家庭的保育事業等の  
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例の制定について

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基  
準を定める条例及び日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとす  
る。

令和 2 年 6 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める府令等の改正に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例及び日立市家庭的保育事業等の  
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例

(日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正)

第1条 日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のよう  
に改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲  
げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次  
のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同  
項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに  
当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を  
受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置そ  
の他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了  
に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付  
認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供さ  
れるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る  
連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当す  
る場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

（日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を

養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。